

第 5083 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース
		(2014年)平成26年 10月 8日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 新設法人と所得拡大促進税制

Q：新設法人は、給与を支給したら所得拡大促進税制の適用が受けられると聞きました。ということなのですか？

A：新設法人が給与を支給した場合には、この税制の要件を満たすこととなりますので、利益が出る場合は、忘れずに適用しましょう。

【解説】

所得拡大促進税制とは、平成30年3月31日までの間に開始する事業年度において、次の3つの要件を満たす給与を支給した場合には、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除(法人税額10%(中小企業等は20%)を限度)が認められる制度です。

- ① 給与等支給額が基準事業年度の給与等支給額と比較して一定割合(平成27年4月1日より前に開始する事業年度は2%)以上増加していること
- ② 給与等支給額が前事業年度の給与等支給額を下回らないこと
- ③ 平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えていること

新設法人の場合は、①の基準事業年度の給与等支給額は、設立事業年度の給与等支給額の70%とされていること、②の前年度の給与等支給額は0とされていること、③の前年度の平均給与等支給額がないことから、いずれも要件を満たすこととなりますので、新設法人が給与を支給した場合には、この制度の適用が受けられることとなりますので、税額が出ている場合には、忘れずに適用しましょう。

